

要請先の金融機関と情報提供先の所轄捜査機関（該当する にレ印でチェック）にFAX送信してください。

振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書

_____年____月____日

_____ 銀行・信用金庫・信用組合 _____ 店 御中 FAX _____ () _____

警視庁 _____ 警察本部 [刑事部捜査第二課 御中 FAX _____ () _____
生活安全部生活経済事犯担当課 御中

〔情報提供者・下記被害者代理人〕

認定司法書士 _____ 印 _____ 司法書士会・認定番号 _____
〔職印を押捺〕

事務所名・所在地 _____

TEL _____ () _____ FAX _____ () _____

〔被害者〕 住 所 _____

氏 名 _____

下記預金口座について、犯罪利用があるものと思慮しますので、口座情報を提供し、もって、**預金取引の停止又は預金口座の解約**をお願いします。なお、口座名義人から本件クレーム等があった場合は、当職からの要請であることを相手方に告知し、その旨を当職までご連絡ください。その場合クレーム等に対しては当職の責任において一切の処理を行います。

1. 対象口座の表示 必要事項を記入し、該当箇所を で囲んでください。

_____ 銀行・信用金庫・信用組合 _____ 店 普通・当座・その他()

口座番号 _____ 口座名義人 _____

2. 振り込め詐欺等不正請求の手口 該当する にレ印でチェックしてください。

オレオレ詐欺 架空請求 融資保証金詐欺 還付金詐欺 ヤミ金融 その他
その他の場合の手口の内容

[_____]

3. その他参考事項

4. 参考書類 有 無 該当する にレ印でチェックしてください。

振込み控え ダイレクトメール（ハガキ、封書） チラシ
その他()

〔振り込み詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書を利用する上での注意事項〕

本要請書は、振り込み詐欺や恐喝、ヤミ金融等の被害者が振り込んだ相手の預金口座等について、認定司法書士が被害者代理人として、金融機関に対し、預金口座等の取引停止や解約の措置を要請するために利用する統一書式です。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込み詐欺被害者救済法」という。）3条1項に基づき、全国銀行協会では、被害者代理人認定司法書士が日司連の統一書式を利用して預金口座等の取引停止等の措置を求めた場合には、当該預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあるものと迅速に認定し、適切な措置を講じる取り扱いとしています。

- 1 被害者から、被害事実の有無を適切に確認して本要請書に必要事項を記入してください。
- 2 F A X送信をする前に所定の個所に職印を押捺して下さい。押捺漏れがある場合は、認定司法書士からの申し出であるとの取り扱いがなされないことがあります。
- 3 金融機関は、認定司法書士の判断を信用して当該預金口座について取引停止等の措置を講じる立場であり、当該口座名義人からクレームがあった場合の対応まではできません。したがって、その場合のクレームは認定司法書士の責任において処理することを理解した上で本要請書をご利用下さい。
- 4 本要請書を金融機関及び所轄警察本部の所轄部署（振り込み詐欺等は捜査2課、ヤミ金融等は生活安全部）にF A X送信して下さい。
F A X番号は別添の一覧表を参考にして下さい。

所轄警察本部の所轄部署へのF A X送信は任意ですが、金融機関では、被害者から同一内容の申し出が警察にもなされていることを当該預金口座等が犯罪利用預金口座等の疑いがあるものと認める事情の一つとしています。したがって、本要請書を所轄警察本部の所轄部署にもF A X送信した方が迅速に取引停止等の措置が得られることとなります。

- 5 本要請書をF A X送信することにより取引停止等の措置がなされたとしても、口座名義人が振り込み詐欺被害者救済法第3章に定める預金等に係る債権の消滅手続（以下「失権手続」という。）において権利行使の届出をし、あるいは払戻しの訴えの提起若しくは強制執行等があった場合（以下「権利行使の届出等」という。）には、失権手続が終了し、金融機関が預金等の払戻しに応じることもあり得ます。これを防ぐには、別途、被害者から民事保全手続きや民事訴訟手続きを要することになりますので、ご注意下さい。
- 6 当該預金口座等の残額は、失権手続において、預金保険機構によりインターネットで公告されますので（振り込み詐欺被害者救済法5条1項4号）、これにより知ることができます。
- 7 振り込み詐欺被害者救済法による被害回復分配金の支払手続では、複数の被害者に分配金を支給する場合には、按分した額を支給することになっています（同法16条2項）。
仮に、当該預金口座等に依頼者が送金した被害金がそのまま残っていたとしても、他に申請をした被害者があれば他の被害者にも按分支給されてしまうこととなりますが、そのような結果を依頼者が望んでいないような場合には、失権手続が終了する前に金融機関への権利行使の届出等をしたうえで、民事訴訟手続等により被害回復を求める必要があることにご注意下さい。

以上